公布する。

増

刊

1

第 平 成 三 千 十 四 깯 年 百 八 十 月 七 三 号  $\mathbf{H}$ 

目

次

**人事委員会** 

○福岡県職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県職員の勤務時間、 平成二十四年八月三日 休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、

福岡県人事委員会委員長 簑  $\mathbb{H}$ 孝 行

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成十年福岡県人事委員会規則第五号

梢血幹細胞の」に、 第十六条第一項第三号中「骨髄液の」を 「又は骨髄移植のため」を「又は」に、 「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末 「骨髄液を」を 骨髄移

植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

金曜日

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

平成24年8月3日

毎週火金曜日 定期発行日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久 野 印 刷 株 式 会 社 (電話 092-262-5726)